



酒造業における協業についての予備的考察 : 鹿児島県北部の焼酎メーカーを事例に

新里, 勇生

(Citation)

神戸文化人類学研究, 6:96-107

(Issue Date)

2022-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81013464>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013464>



新里勇生

はじめに

一般に、協業とは、一連の生産過程で多数の者が計画的、組織的に労働する生産形態をいう。本稿は、焼酎製造業における協業の人類学的研究のための予備的な考察である。

1960年代以後、酒類製造業（以下、酒造業）では、経営の合理化のもとに協業化が進められ、共同瓶詰め会社が設立された。酒造業における共同瓶詰め会社とは、複数の独立した酒造メーカーが共同で購入した瓶詰め機械を用いて、それぞれが持ち寄った原酒をブレンドし瓶詰めをする会社である。

清酒製造業における協業は、中小企業近代化促進法の趣旨に沿った企業統合への過渡的形態であった。ところが、焼酎乙類製造業における協業化に目を向けてみると、同じ酒造業であるにもかかわらず、共同瓶詰め会社が、清酒製造業に較べて数多く残り続けているのである。焼酎乙類製造業において協業体制が維持されているのはなぜか。このような問題関心に立って、本論では、1960年代以後の酒造業における協業化の経緯と展開を考察する。

ところで、酒造業の経済活動は、主として経済学や経営学の領域で分析が進められてきた。特に清酒製造業は、日本の広い範囲に数多く分布しており、清酒業に関する研究には豊富な蓄積がある。一方で、主に九州に分布する局地的な産業であり、また業者数も少ない焼酎製造業は、これまで学術的検討の俎上に載ることは稀であった。この意味で、焼酎製造業研究には、酒造業研究の欠落を埋めるという意義があると同時に、酒造業の人類学的研究に新たな知見を加える可能性が潜んでいるといっていよい。

人類学的な視座から焼酎製造業の協業体制（共同瓶詰め会社）に着眼することにより、中小焼酎メーカーが、他の中小焼酎メーカーと共同することの文化的意味や、焼酎製造業において協業が経営統合に回収されず、現在まで維持されている要因を、経営管理上の合理化の次元とは異なる地域文化的・歴史社会的文脈に探ることができるのではないだろうか。

本稿の構成は、次の通りである。第1章では、高度経済成長期以降、中小企業近代化促進体制の下で推進された協業を、酒造業（清酒製造業）を中心に明らかにする。そして、第2章において、清酒製造業とは異なる展開をたどっている焼酎製造業における協業を、共同瓶詰め会社の体制を維持している鹿児島県北部（北薩地域）に位置する長島醸造の取り組み事例を通して考察する。以上を通じて、焼酎製造業における協業研究の有意義性を確認し、本格的なフィールドワークの課題と計画を展望する。

本稿が依拠するデータおよび資料に言及しておく。学術的文献、新聞、報告書、業界誌のほか、現地調査中に蒐集した地域資料を活用している。また、現地の焼酎メーカー関係者

への聞き取りやその中で得たデータも補完的資料として利用している。

1 酒造業の協業化

既に述べた通り、1960年代以後、酒造業では、複数の酒造メーカーで瓶詰め機械を共同購入しそれぞれが持ち寄った原酒をブレンドし瓶詰めをする共同瓶詰め会社が設立された。本章では、そうした中小規模の酒造メーカーの協業化の背景として、高度経済成長期の中小企業近代化政策を概観する。

1-1 中小企業近代化政策と協業化の奨励

中小規模の酒造業における「協業」の本格的な展開は、1960年代の高度経済成長と軌を一にしている。

酒造業における協業化は、中小企業基本法および関連諸法によって推進された。中小企業基本法は、日本の経済基盤を支える中小企業の事業環境を整備するための法律であるが、その狙いは、貿易自由化によって日本経済が開放経済体制に移行することにもなう、激化する国際競争への対応〔松島 2014: 7〕、そして中小企業と大企業間の「二重構造²⁾」の解消、すなわち「家族経営的な中小企業と近代的な大企業間の格差是正」であった。なお、対象となる中小企業は、「資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人」と定義されている³⁾。

中小企業基本法の目的を達成するための施策には、2つの柱があったという。一つは、市場での取引条件の向上であり、もう一つは技術の向上と経営管理の合理化、設備の近代化を通じて達成される生産性の向上であった〔松島 2014: 8-9〕。酒造業の協業化に影響を与えた「中小企業近代化促進法⁴⁾」は、後者を目的とした施策の一つである。

中小企業近代化促進法は1963年3月に公布された。この法律には、技術の向上と経営管理の合理化を加速するために、政令による「業種指定」制度が盛り込まれた。政府は、①中小企業が全国総生産額の半分以上を占めていること、②輸出に関係が深く、国際競争力強化の必要性があること、③国民経済活性化の観点から緊要度の高い業種であることを基準に指定を行った〔朝日新聞 1963年9月5日〕。

指定された業種は、近代的な設備導入のための融資や、企業間の経営統合、合併時の登録税の減税など、金融や税制面での優遇を受けることができた〔松島 2014: 9〕。当時、これらの優遇措置は、企業の合併、設備の近代化、流通機構の合理化を進めるにあたって有効であるとみられた⁵⁾。中小企業基本法と中小企業近代化促進法は、企業の合併や協業化による企業整理を想定しており、「業種指定」を通じてそれを促したわけである。

1-2 酒造業界における近代化と協業化、共同瓶詰め会社の展開

国策として推進される近代化および協業化に、酒造業界はどのように対応したのか。清酒製造業にスポットを当てて見ていくこととする。

清酒製造業は、1963 年 9 月 25 日、1 回目の業種指定を盛り込んだ「中小企業近代化促進法施行令」で、焼酎乙類製造業は翌 1964 年 4 月 6 日の「中小企業近代化促進法施行令の一部を改正する政令」により業種指定を受けている。松島は、中小企業近代化促進法による業種指定の基準について「産業の国際競争力を強化する必要がある業種」と述べているが〔松島 2014: 9〕、酒造業の指定を見る限り、必ずしも「国際競争力の強化」に限られてはいない⁶⁾。

清酒製造業の業種指定は、当時は異例のものとして受け取られていたようである。たとえば『毎日新聞』は、1964 年度の 2 度目の業種指定の決定にあたって、各業界の指定陳情を報じるなかで、その前年の清酒製造業が「いきなり指定された例」(中小企業近代化審議会委員稲川宮雄の発言)であったことに言及しているからである⁷⁾。国際競争とは無縁であった⁸⁾酒造業の指定には、大手企業と中小零細企業が併存する清酒業界の「二重構造の解消」という観点が影響したものと思われる⁹⁾。

指定業種となった清酒製造業は、1964 年度から 1968 年度までの 5 ケ年で、「中小企業近代化実施計画」が実施されることになった〔二宮 2016: 172〕。これにより日本全国各地の清酒メーカーで協業化が行われるようになる¹⁰⁾。共同瓶詰め会社という形態も、こうした中であらわれてくるのである。

以下では、『酒造業に於ける近代化事例の調査研究（以下、『報告書』）』から、酒造業で行われてきた協業化として、共同瓶詰め会社の設立状況を見ていく。『報告書』は、清酒製造業における近代化政策の経過を追跡し、今後の近代化事例の参考とすることを目的として執筆されている。製成数量などのデータを主軸に据え、群馬県、岡山県、九州地方の清酒製造業者の協業化の成功例、失敗例が報告されている。

『報告書』によれば、協業化は次のように分類することができる。第一に、大規模酒造と零細酒造の協業化というパターンである。これは実質的に大手側による吸収合併であったと推測される。第二に、家業の域を脱しない小規模酒造どうしの協業化というパターンである〔日本産業構造研究所編 1965: 2〕。後者の中でも、(1)企業合同という形態、つまり複数の酒造が酒造免許を放棄し 1 つの酒造免許に統一するケースと、(2) それぞれの酒造が酒造免許を保持しつつ作業工程の 1 つである瓶詰めの機械を共同所有する、すなわち共同瓶詰め会社の設立というケースがあった。

共同瓶詰め会社設立の背景には、新工場の建設や新しい設備投資（瓶詰め機械）を単体の酒造で担うことが難しいという事情があったものの、多くの場合、共同瓶詰め会社を設立したのち、諸々の設備導入の過程で、最終的には企業合同に至るものとされていた〔日本産業構造研究所 1965: 79〕。実際に、企業の合同化は進み、現在、共同瓶詰め会社などの協業体制を維持している清酒メーカーはごくわずかである。

共同瓶詰め会社の事例から見る限り、清酒業界の協業化は、中小零細規模の清酒製造業者が、他の同業者と合同し、酒造免許の一本化という最終目的に向かう「過渡的形態」であったことがわかる。

1-3 小括

ここまでに、清酒製造業では、経営の合理化の下に協業化が進められ、協同組合や合同会社、共同瓶詰め会社などが設立されたこと、協業化にかかわったメーカーのほとんどが酒造免許を一本化して1つの企業となっていき、清酒製造業の近代化、合併の促進という目的が達成されたことを確認した。要するに、清酒製造業における協業化は、中小企業近代化促進法が目指す企業統合への「過渡的形態」と見ることができる。

しかし、同じ酒造業である焼酎乙類製造業における協業化に目を向けると、清酒製造業界のそれとは異なる状況が存在する。清酒製造業界では企業統合への「過渡的形態」であった共同瓶詰め会社が、焼酎乙類製造業には数多く残り続けているからである¹¹⁾。なぜ協業体制を維持する焼酎メーカーが残り続けているのか。この状況は政府が主導した近代化計画への不適応あるいは未達成事例に過ぎないのだろうか。

筆者は、焼酎乙類製造業においては協業の体制が主体的に維持されている可能性があると考ええる。そうだとすれば、とりわけ焼酎乙類製造業において協業が主体的に維持される要因は何か。焼酎乙類製造業の「協業」ないし「共同瓶詰め会社」の運営には、政府・行政が想定したような単なる経営の合理化とは異なる次元の意味があると見ることができるかもしれない。

以下では、焼酎乙類製造業（以下、焼酎製造業ないし焼酎メーカー）に焦点を移し、現在まで共同瓶詰め会社の体制を維持している鹿児島県北部（北薩地域）に位置する長島研醸の取り組みを事例として取り上げる。

2 鹿児島県北部における焼酎メーカーの協業

2-1 焼酎製造業の近代化と協業化

焼酎製造業は、さきに述べた通り、1964年4月の政令によって業種指定されるにいたった。この指定の経緯について、『鹿児島県酒造組合連合会史』には以下のように記されている。

焼酎乙類製造業は、ほとんどが中小零細企業で地場消費に依存してきたが、大小企業間の生産性・収益性等についての格差が次第に拡大する傾向がみられ、従来の基盤に依存して経営を続けることが漸次困難となってきたので、九州旧式焼酎協議会は、焼酎乙類製造業を中小企業近代化促進法の指定業種とせられたい旨を、日本酒造組合中央会を通じて国税庁長官に陳情した結果、昭和39年4月6日同法の対象業種として指定されるに至った [鹿児島県酒造組合連合会編 1986: 119、下線は筆者による]。

このことから、清酒製造業と同様に、焼酎乙類製造業においても二重構造が問題となって

おり、その解消がねらいだったことがわかる。

「しょうちゅう乙類製造業の中小企業近代化実施計画」（1965 年度から 1969 年度までの 5 ヶ年計画）には、「生産技術の向上、合理化設備の導入、資本の効率的な活用等により生産性の向上を図り、生産費の引下げを行うこととし、目的達成を効果的にするために企業合同及び協業等を計画的に積極的に推進するとともに、販売市場の拡大及び過当競争の排除に努めること〔鹿児島県酒造組合連合会編 1986: 137〕」が掲げられていた。

焼酎メーカーの協業は、共同瓶詰め会社の形態をとることが多い。焼酎製造業における共同瓶詰めとは、複数の酒造メーカーが原酒を持ち寄り、それをブレンドして瓶詰めし、出荷するというスタイルのことを指す。焼酎製造業中の共同瓶詰め会社は、九州(福岡国税局・熊本国税局の管轄内)において、2018 年度時点で 6 場あり¹²⁾、そのうち 4 つが鹿児島県にある〔国税庁課税部酒税課 2020b: 1〕。鹿児島県本土部では県の酒造組合の統一銘柄として始まった「さつま無双」を製造するさつま無双株式会社（鹿児島市）、薩摩半島北部にある長島の長島研醸、島嶼部には、沖永良部島の沖永良部酒造、徳之島の奄美酒類が共同瓶詰め会社の形態をとっている。

鹿児島県本格焼酎技術研究会は、焼酎メーカーの協業化の経緯について以下のように述べている。

中小企業近代化実施計画によって、焼酎の品質、製造技術の向上改善等に関し、国や県の積極的な指導を得て、鹿児島の焼酎が県外へ進出する基礎が形成された、とされている。企業の協業、あるいは瓶詰め共同操業はこの計画によって実施されたものである〔鹿児島県本格焼酎技術研究会 2000: 63〕。

また、県内の共同瓶詰め会社は、1965 年の奄美酒類（徳之島）の共同瓶詰め会社設立を端緒とし、焼酎製造の生産規制が撤廃された 1969 年前後に急速に進んだとされる〔鹿児島県酒造組合連合会編 1986: 768-769〕。こののち、各地でそれぞれ協業体制をとっていたメーカーが廃業（酒造免許を返納）し、1 つの酒造になるケースもあった。具体例を挙げれば、指宿酒造・国分酒造・小鹿酒造、若潮酒造などが酒造免許を一本化して現在に至っている¹³⁾。

次に、それぞれのメーカーが酒造免許を持ちながら、現在も協業体制を続けている事例として、長島町にある共同瓶詰め会社の長島研醸に注目する。この酒造は、長島島内に所在する宮内酒造、宮の露酒造、長山酒造、杉本酒造、南州酒造（順不同）の 5 つの焼酎メーカーによって構成される共同瓶詰め会社である。長島研醸では「さつま島美人」という統一銘柄で製造を行っている。

2-2 島に架かる橋と焼酎メーカー：近代化への対抗方策としての協業

2-2-1 島への架橋

長島研醸のある長島町は、阿久根市から黒之瀬戸海峡を挟んだ西側に位置する島にある自治体である。この自治体は、2006 年に島内の東町と長島町が合併して誕生した。町の人口は、2015 年度時点で 10,431 人を数え、鹿児島県（人口 1,648,177 人）内 43 市町村中 25 番目である。町内の島々を合わせた面積は、116.12km²である。この町では、「赤土ばれいしょ」と並んで、島内でつくられる焼酎も特産として位置づけられている。

長島という土地は、古くから海上交通の難所とされ、日本三大急潮にも数えられる黒之瀬戸海峡によって本土と隔てられ、この海峡が長らく島の産業や経済の発展を妨げる要因となっていた〔鹿児島県広報課 2011: 28〕。『長島町郷土史』によれば、この島では 1928 年に本土から電気が通るまでは、自然の利用、人力労働によって家族や近隣どうしで衣食住を調べていたという〔長島町郷土史編集委員会 1974: 238〕。

焼酎製造業としては、早いところでは大正年間に創業したメーカーもある。当時は、長島から対岸の本土部の阿久根市黒之浜港に渡るためには黒之瀬戸海峡を渡し船かフェリーを利用して横断するしかなかった。1929 年に木造の県営動力船（フェリー）「長島丸」が就航するまでは、個人経営の渡し船が利用されていた。

こういった状況が変わるのは、高度経済成長期である。1958 年には車も積載できる「黒之瀬戸丸」が就航し、島への物資の移入量が増えるようになった。これによって島内の生活も徐々に変化していった。その一方で、フェリーだけでは人やモノの運搬を十分に担えない状態が常態化し、本土部と長島の間に橋を架けて陸続きにし、いわば「半島化」しようという動きが起こった〔長島町役場企画財政課 2014: 3〕。

1963 年には、旧長島町、東町、阿久根市の各首長が中心となって黒之瀬戸架橋促進期成同盟会が結成された。1968 年には、阿久根市に遊説に来ていた佐藤栄作首相に婦人会員が橋の早期着工を陳情し、その結果翌年には黒之瀬戸大橋の着工が決定し、1974 年 4 月 9 日に黒之瀬戸大橋として開通することとなった〔長島町役場企画財政課 2014:3〕。長島在住の人びとにとっては、本土と島をつなぐ橋の開通は、悲願であった〔鹿児島県広報課 2011:29〕。

この橋が架けられたことによって、長島町は観光や医療の側面で恩恵を受けるのみならず、長島の基幹産業である農林水産業、たとえばブリの養殖や、赤土と呼ばれる長島に特徴的な土壌で栽培されるばれいしょ（ジャガイモ）の生産・出荷が活発化し、島が発展していったという〔長島町役場企画財政課 2014: 3〕。

2-2-2 焼酎メーカーの応答

一方で、島内で操業を続けてきた酒造業者たちにとっては、この橋の架橋は喜ばしいものではなかったようである。むしろ彼らはこの架橋を危機としてとらえていたのである。

彼らは、新設された橋を渡って本土部の大手焼酎メーカーが島に流入し、島内の焼酎市場を侵略、島外からの侵略によって島内の酒造は軒並み淘汰され、廃業に追い込まれることを警戒したのである。

島内の酒造業者の語りによれば、1967年に長島研醸として協業化した背景には、この長島への架橋があったという。つまり協業化は、近代化の波に立ち向かう方策だったのである。長島研醸の一部を担う酒造の会長であるA氏によれば、共同瓶詰め会社設立の契機は、長島に本土（阿久根市）からの橋が架かることであった。長島に橋が架かることで、本土から大手メーカーの侵略により島内のメーカーが軒並みつぶれてしまう恐れがあるとして、協業化に踏み切ったのだと語る。

同じ酒造の社長であるB氏によると、同じ島内に所在する宮之露酒造の当時の社長が声掛け人となって、共同瓶詰め会社をつくることとなり、現在に至るという¹⁴⁾。また同様のことは、現地資料にたどることもできる。

長島は読んで字の如く“島”だった。しかし、今（注:2017年）から43年前の1974年鹿児島本土と長島を結ぶ黒之瀬戸大橋が開通し、鹿児島本土へのアクセスが便利になり、多くのヒトやモノやコトが行き交うこととなった。[.....] しかし、橋ができ島外の焼酎メーカーが長島に入ってくことで、長島の焼酎が潰されてしまうのではないかと危惧した、当時宮之露酒造の宮崎直人社長が声を上げた。5つの蔵元を一つにし島の焼酎という文化を守ろうとした[長島大陸食べる通信編集会議室 2017、注は筆者による]。

長島の酒造業者の語りや彼らの主張が表明される文書類を見る限りでは、協業化は、国の要請への対応というより、むしろ地域社会や地域市場に対する危機に端を発するものであったことがわかる。つまり協業化は、近代化の荒波に立ち向かうための地域的な対抗方策だったのである。

長島町の焼酎メーカーは、高度経済成長期における架橋という地場産業や文化の存立を脅かす近代化政策に対して、協業化という政府推奨の近代化政策を利用することで、その危機を回避したとみることができるだろう。少なくとも、長島町の焼酎メーカーが指向したのは、政府が期待していた企業合同・酒造免許の一本化への「過渡的形態」としての共同瓶詰め会社ではない。

2-3 若干の考察

長島町の焼酎メーカーの「共同瓶詰め会社」は、国の中小企業近代化政策の中で、多くの酒造メーカーが過渡的な協業化を経て経営統合の道をたどる一方で、経営統合に回収されない協業化が存在することを示すものである。

焼酎メーカー長島研醸の協業を、どのように考えればよいか。長島に軒を連ねる焼酎メーカーには、「長島の焼酎が潰されてしまうのではないか」という強烈な危機感があり、瓶詰め会社には、「島の焼酎という文化」ひいては地域社会を自衛するため、官製ではなく、酒造業者が主体的に組織、運営している協同組合のような側面もあると思われる。

また、このような長島の協業は、人類学や民俗学が扱う農村における協業と重なるところ

が多い。たとえば、民俗学者の和田が描く、農業において主産地化が進んで行く一方で、あえて産地化せずに協業化を進めた農家と [cf. 和田 2012: 第 2 章]、地場産業や文化の存立を脅かす近代化政策に対して、協業化によりその危機を回避した長島の焼酎メーカーは、現象的にはパラレルである。

おわりに

協業について、焼酎メーカー長島研醸を事例に検討してきた。最後に、今後の課題を簡潔に整理しておきたい。

清酒製造業界では企業統合への「過渡的形態」である共同瓶詰め会社が、焼酎乙類製造業には数多く残り続けている。協業化から 50 年が経とうとしている現在、協業化当初とは社会経済状況も大きく変わり、協業化を維持する意味も変容してきていることが考えられる。また、一般的な焼酎メーカーは、瓶詰め作業を焼酎の製造時期である秋冬以外の時期に行うが、長島研醸とそれを構成する酒造について言えば、瓶詰めの工程が各焼酎メーカーから独立しているために、焼酎を製造している時期以外は、年間のスケジュールに大きな穴が開いている。労務費の観点からは、凄まじいデメリットを抱えているのである。それにもかかわらず、なぜ協業を続けているのか。なぜ解消/解散、あるいは統合/合併しないのだろうか。

本稿では、共同瓶詰め会社を「協業」と規定したうえで考察を進めたが、今後の本格的なフィールドワークをおこなうなかでは、共同瓶詰め会社を、概念としての「協業」からいったん切り離したうえで、共同瓶詰め会社の営みを参与観察する。観察をふまえ、以下の作業を行う。すなわち、第一は、焼酎メーカーそれぞれにとって共同瓶詰め会社がもつ固有の意味を捉えることである。この作業を通じて、中小焼酎メーカーが、他の中小焼酎メーカーと共同することの文化的意味や、共同瓶詰め会社の存続に影響を与えている地域文化的要因を見出すことができるのではないかと考えている。

第二は、第一の考察をもとに、共同瓶詰め会社を「協業」と規定することの理論的妥当性を探ることである。人類学にも研究蓄積のある協同組合論ないし連帯の概念なども参照しながら、共同瓶詰め会社の営みを理論的に検討したい。

また、本稿で十分に触れることができなかったものの、焼酎製造業における協業化は島嶼部に多いという点も興味深い。たとえば、南西諸島の共同瓶詰め会社を考えると、南西諸島は「半島化」できないという点で、長島とは異なるから、長島とは別の論理が協業化の背景にあると見ることもできる。南西諸島の共同瓶詰め会社の調査は、長島の事例と相補的な意義を持つだろう。

謝辞

本稿の着想を得ることとなった長島での現地調査では、長島研醸を構成する焼酎メーカーの方々にたいへんお世話になった。また長島町での調査をおこなう機会をつくってくだ

さったのは尾崎史明氏（2019 年度神戸大学博士前期課程修了）である。氏の協力なしには本稿の執筆は成し得なかった。

なお、本稿は、神戸人類学研究会主催第 89 回神戸人類学研究会（オンライン）において発表した「酒造業における協業についての一考察：北薩地域の焼酎メーカーを事例として」の発表内容を下敷きとしている。それに加えて、当日の発表に参加して下さった各氏から有益なコメントを頂き、それらを踏まえて大幅に修正・再構成をおこなっている。また、投稿の段にあっては、匿名の査読者の方々に本稿の非常に細かい部分まで丹念に読んでいただき、丁寧でかつ的を射たコメント・激励を頂いた。各氏に感謝の意を表したい。

¹⁾ 2021 年 9 月、鹿児島県本土部において調査を実施した。なお COVID-19 の感染予防対策として、感染者数の推移が減少傾向にあるところを見計らい、事前に PCR 検査を受け、陰性であることを確認してから調査に赴いた。この調査では、鹿児島県北部の 2 つの焼酎メーカーを訪問し、それぞれ 2 日ずつ工場見学とインタビューを実施した。

²⁾ 本稿でいう「二重構造」は経済的な意味での二重構造である。

³⁾ 中小企業基本法第二条第一号。e-Gov 法令検索「中小企業基本法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338AC0000000154>)2021 年 11 月 25 日閲覧。なおこの定義に基づけば、全国に約 1,400 場ある清酒製造場のうち、99%の清酒製造場が中小企業に分類される〔国税庁課税部酒税課 2020a〕。

⁴⁾ 中小企業基本法よりも先に公布されている。1999 年に失効し、代替として中小企業経営革新支援法が施行された〔武田 日付不詳〕。

⁵⁾ 毎日新聞 1963 年 9 月 5 日東京朝刊 「“酒”など 22 業種指定 中小企業近代化 合併、合理化を促進」。

⁶⁾ 初回に業種指定されたのは、清酒製造業を含めて 22 業種であった。

⁷⁾ 毎日新聞 1964 年 1 月 27 日東京朝刊 「“促進法”の業種指定急ぐ 金融、税制面で恩典各業とも活発な働きかけ」。

⁸⁾ 21 世紀に入ると、「クールジャパン」の名のもとで、海外への「國酒」の輸出が奨励されるようになるが、高度経済成長期にそのような動きがあったとは考えにくい。

⁹⁾ 清酒製造業が対象業種に「いきなり指定された」裏には、1963 年の清酒 1 級基準価格制度の廃止、1964 年の自由価格への移行〔cf. 二宮 2016〕という事情が絡んでいることが推察される。業種指定の目的は、価格自由化による市場の混乱を鎮静化させることにあり、とくに酒造業だけが重視されたのは、酒税の安定的確保というねらいがあったからであると考えられる。戦後の酒税をめぐる酒造業界と政府の関係、すなわち酒造業界が税を利用して生き残る一方で、政府もまた税の徴収対象として酒造業を特別扱いしていたという関係は、二宮の論考に詳しい〔二宮 2016: 第 5 章〕。

¹⁰⁾ なお、協業化、すなわち中小企業における集約化については、政府主導の施策ではなく、「特定業種の構造改善計画」を当該業界が自主的に推進したという見方もあるが〔二宮 2016: 172〕、中小企業基本法を中心とした政府の政策が協業化の契機となっていることは確かである。

¹¹⁾ 清酒メーカーにも、共同瓶詰め会社のような集約化・協業化に踏み切った企業が全体の 2 割ほど存在した時期があるが、現在も存続しているのは清酒を製造する企業約 1,400 場のうち、7 場のみである〔国税庁課税部酒税課 2020a: 2〕。その割合は現在九州地方全体で 270 場ほどある焼酎メーカーの共同瓶詰め会社の割合と比べて著しく低いといえる。

¹²⁾ この統計が取られたのちの 2021 年に熊本県の球磨焼酎株式会社が解散したため〔朝日新聞 2020 年 3 月 13 日〕、実質的に焼酎製造業での共同瓶詰め会社は、5 社となっている。

¹³⁾ 鹿児島県における協業化した酒造の一覧については、鹿児島県酒造組合連合会史に詳しい〔鹿児島県酒造組合連合会編 1986: 177-180〕。また、当時の数少ない焼酎メーカーの協業化の報告として、熊本国税局が、管轄地区内のとある酒造協同組合の協業化の経過について、製成数量や設備投資に関する具体的事例を提出している〔熊本国税局関税部酒税課 1970〕。この報告によれば、当該メーカーの協業は、焼酎製造業界に近代化意識が浸透する中で、現状を脱皮するためであったとされる〔熊本国税局課税部酒税課 1970: 848〕。また、このメーカーは、既存の設備を使いつつ新設備を導入するという方法ではなく、生産から販売までを一貫して行うための工場を新設した。その結果、労務費の削減、生産コストの低下等に成功したことが報告されている〔熊本国税局課税部酒税課 1970: 849〕。このような焼酎製造業者の協業の展開は、経営合理化という観点から、顕著な業績をあげた近代化の成功モデルとしてとらえられているが、国税局という行政側の評価報告であることに留意する必要がある。

¹⁴⁾ 現在の長島研醸は、「5つの酒造でつくられる原酒を、設立以来変えていない比率でブレンドしている」ことを売りにしており、また全国の焼酎メーカーの売上高ランキングの中でも20位以内に位置する一大メーカーになっている〔帝国データバンク 2021〕。実際、日本プロサッカーリーグ三部の鹿児島ユナイテッドFCの設立以来スポンサーを務めていることからその規模の大きさをうかがうことができる。協業化を通じて、規模の拡大に成功したメーカーであることがわかる。

参考文献

- 朝日新聞 1963 年 9 月 5 日東京朝刊 「22 業種指定きまる 中小企業近代化の対象」。
- 2020 年 3 月 13 日熊本朝刊 「球磨焼酎株式会社解散へ 知名度向上、使命終えた」。
- e-Gov 法令検索, “中小企業基本法,” 日付不詳, <<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=338AC0000000154>>(2021 年 11 月 25 日)
- 鹿児島県本格焼酎技術研究会 2000 『鹿児島の本格焼酎』 春苑堂出版。
- 鹿児島県広報課 2011 『グラフかごしま vol. 485』 11 月号、鹿児島県広報課。
- 鹿児島県酒造組合連合会編 1986 『鹿児島県酒造組合連合会史』 鹿児島県酒造組合連合会。
- 国立公文書館デジタルアーカイブ, “中小企業近代化促進法施行令・御署名原本・昭和三十八年・第十一巻・政令第三三七号,” 日付不詳,
<<https://www.digital.archives.go.jp/img/689435>>(2021 年 11 月 25 日)
- 国立公文書館デジタルアーカイブ, “中小企業近代化促進法施行令の一部を改正する政令・御署名原本・昭和三十九年・第七巻・政令第一一五号,” 日付不詳,
<<https://www.digital.archives.go.jp/img/688163>>(2021 年 11 月 25 日)
- 国税庁課税部酒税課 2020a 『清酒製造業の概況（平成 30 年度調査分）』 国税庁課税部酒税課。
- 2020b 『単式蒸留焼酎製造業の概況（平成 30 年度調査分）』 国税庁課税部酒税課。
- 熊本国税局間税部酒税課 1970 「しょうちゅう乙類製造業の近代化について」 『日本醸造協會雑誌』 65(10): 844-850.
- 毎日新聞 1963 年 9 月 5 日東京朝刊 「“酒”など 22 業種指定 中小企業近代化 合併、合理化を促進」。
- 1964 年 1 月 27 日東京朝刊 「“促進法”の業種指定急ぐ 金融、税制面で恩典 各業とも活発な働きかけ」。
- 松島茂 2014 「中小企業政策の変遷と今後の課題」 『日本労働研究雑誌』 649: 4-13.
- 長島町郷土史編集委員会 1974 『長島郷土史』 鹿児島県出水郡長島町。
- 長島町役場企画財政課 2014 『広報ながしま No. 97』 長島町役場。
- 長島大陸食べる通信編集会議室 2017 『長島大陸食べる通信 vol. 8』 長島未来企画合同会社。
- 日本産業構造研究所編 1965 『酒造業に於ける近代化事例の調査研究: 合同化及び共同びん詰の成功と失敗例の実態分析』 日本産業構造研究所。
- 二宮麻里 2016 『酒類流通システムのダイナミズム』 有斐閣。
- 武田典浩, “中小企業近代化促進法,” 日本大百科全書(ニッポニカ), 日付不詳,
<<https://japanknowledge.com/lib/display/?lid=1001000151818>>(2021 年 11 月 25 日)
- 帝国データバンク, “特別企画: 焼酎メーカー売上高ランキング,” 2021,

<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/s210803_80.pdf>(2021 年 11 月 25 日)
和田健 2012 『協業と社会の民俗学: 協同労働慣行の現代民俗誌的研究』 学術出版会.